

かつら川

No.170

大月法人会
青年部会・女性部会
創立40周年記念式典・講演・祝賀会
平成30年9月21日(金)
ホテル鐘山苑



▲富士山五合目（昭和39年：写真のオリエン特提供） ▼現在の五合目

主な目次

大月法人会第7回定時総会	2
山梨県法人会連合会第6回定時総会	3
大月税務署管内関係民間団体長会	6
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	9
平成31年度税制改正提言（山梨県連）	13
自主点検チェックシート	16
大月税務署人事異動のお知らせ	18
大月税務署からのお知らせ	21
e-Tax推進協議会からのお知らせ	22
第40回神社めぐり（浅間日月神社）	24
健康情報「生活習慣病にはならない」	25

消費税期限内納付

法人会一声運動



大月法人会 第七回定時総会

平成三十年五月二十三日(水)、ホテル鐘山苑に於いて開催。平成二十九年度決算報告の承認を始め、予定されていた議案すべてが原案通り承認可決されました。

総会終了後には政治アナリストの伊藤惇夫氏により、「この国の政治・経済の行方」と題しての特別講演会を開催しました。



大月法人会細谷憲二会長挨拶

来賓名

大月税務署長 田畑 晶司様
東京地方税理士会 大月支部長 池谷 正志様

山梨県法人会連合会 副会長 岸本 良三様

大月税務署法人課税第一部門 統括国税調査官 新福 正彦様

大月税務署法人課税第一部門 審理上席国税調査官 徳永 聡子様

大同生命保険株式会社多摩支社 甲府営業部長 中川 和樹様

AI G損害保険株式会社 山梨支店長 田畑 大介様

アフラック生命保険株式会社 山梨支社長 西内 達也様

表彰

一、会員増強表彰

銀 賞 都留支部



大月税務署田畑晶司署長ご祝辞

銀 賞 富士吉田六支部 銅 賞 大月支部
二、保障制度元請会社優績社員表彰
大同生命保険株式会社 前川まゆみ様

大同生命保険株式会社 渡辺 寿浩様

アフラック生命保険株式会社 白井恵美子様



税理士会池谷正志大月支部長ご祝辞



山梨県連岸本良三副会長ご祝辞



政治アナリスト伊藤惇夫氏特別講演



意見交換会

細谷会長が 旭日双光章受章

国家・社会に対して功労があった人へ授与される栄典、平成三十年春の叙勲親授式が皇居宮殿に於いて、伝達式が東京都港区の三田共用会議所に於いて五月十日行われ、当会会長の細谷憲二氏が旭日双光章を受章されました。

細谷会長は、法人会活動を通じての納税意識の高揚等、税務行政の円



滑な運営に尽力された功績が認められ、昨年の財務大臣表彰受章に続けて叙勲の栄に浴されました。

この榮譽をお祝いし、山梨県法人会連合会芦澤会長、大月法人会副会長の皆様が発起人となり、祝賀会が、ホテル鐘山苑にて盛大に開催されました。

細谷会長、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。



山梨県法人会連合会 第六回定時総会

平成三十年六月一日(金)、甲府富士屋ホテルに於いて開催され、当会よ



り二十名が出席しました。
総会議事終了後に功労者表彰が行われ、当会より次の役員が表彰されました。おめでとうございます。

平成三十年度全法連功労者表彰受賞者
常任理事

(株)協和生コン 倉澤 鶴義様

理事

芙蓉実業(株) 山下佐一郎様



平成三十年度県連功労者表彰受賞者
理事

三浦化成工業(株) 三浦 信様



理事相当

(株)ナイトー建商 内藤 定子様



大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫様

原田 威様

相談役

井出 常済 (株)富士レークホテル

大崎 俊浩 秋山土建(株)

藤田 豊 (株)山梨中央銀行吉田支店

堀内 富久 堀内電気(株)

長田 富也 アイトー電子(株)

小林 武 (株)コバヤシ工業

横田 則夫 (株)横田商店

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

新名 米光 (株)新名製作所

池谷 正志 東京地方税理士会大月支部

会長

細谷 憲二 中央観光(株)

副会長

外川 凱昭 (有)山岸旅館

細田 幸次 都留信用組合

川上洋一郎 川上建設(株)

志村美貴代 日伸総建(株)

小林余し緒 小林工業(株)

山口 照義 (株)メイト

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

専務理事兼事務局長
小笠原能久 公益社団法人大月法人会

常任理事

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

田村 夏子 (株)田村組

鯨岡 正文 三栄工業(株)

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

小林 歳男 (株)小林工務店

奥秋 幸治 奥秋建設(株)

渡辺 吉勝 山叶(株)

大森 剛仁 (株)大森工務所

浅沼 歌子 富岳物産(株)

堀内光一郎 富士急行(株)

立川 正史 秋山土建(株)

高村 朝彦 タカムラ建設(株)

梶原 信行 船津観光(株)

小谷田 融 富士観光開発(株)

倉澤 鶴義 (株)協和生コン

理事

古家 恵次 大嶺興業(株)

守屋 博文 (株)トーホー

城戸 正三 (株)キドハイテック

尾形 直 (株)尾形製作所

山下 久幸 (株)エノモト

天野 喜宗 (株)みどりや

中山 愛美 (株)ナカヤマ

天野 太文 濱野屋ティートラスト(有)

三木 範之 甲陽産業(株)

佐々木弘之 (株)田中屋

井上 博之 (有)井上石油

越石 賢一 (株)ミネルバ

藤江 一枝 (株)共立機械

餌取 一成 (有)印刷エトリ

小林 清哲 (有)小林仏壇

長田 公明 長田産業(株)

渡邊 稔 (株)渡辺商店

小佐野紀之 (有)こみたけ売店

宮下 完爾 (株)マシナリー

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

桑原 安男 (株)桑原興業

天野 一則 都留信用組合

渡辺 直企 (株)富士情報

田辺 丈人 (有)田辺織物

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

高村 浩明 富士水熱設備工業(株)

吉野 保美 (株)吉野土建

柏木おさむ (有)フロスジャパン

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

外川 桂子 (有)山岸旅館

監事

湖山 泰三 (株)湖山商事

梶原 秀博 (株)梶原工業所

新津 好久 (株)新津

理事相当

吉澤 武司 富士航空電子(株)

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

荻原 秀祥 (株)ユーシン

赤澤 克夫 山二商事(株)

中村 武 中村エンジニアリング(株)

小松 英一 山英建設(株)

山崎 泰洋 山崎織物(株)

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

小池 久司 (有)小池時計店

堀内 満 パイロット測量設計(株)

渡辺 浩次 渡秀工業(株)

吉沢 秀雄 (有)吉沢製パン

伊東 貴也 伊東商店(株)

吉村 茂 (株)吉村製作所

中村 元 (有)東京屋製菓

渡辺 訓勝 山叶(株)

吉元 潤 吉田精工(株)

井出 泰済 (株)富士レークホテル

三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

井出 隆 井出電気(株)

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

大石 秀世 (株)アトラス測量

和田 一成 富士急行(株)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

白川 敏子 山陽精工(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

山口 輝子 (有)山口乳業

清水美恵子 (株)龍美建設

小高 洋子 (有)コタカ電化

山口 光子 (有)山口製作所

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

鶴田みさ子 (株)ツルタ

田辺 勝子 タナベ電器(株)

日川 和子 (有)日川時計店

横打香代子 (株)山梨重機

白井恵美子 エスプラン(株)

倉澤 光代 (株)協和生コン

外川正知恵 (有)天下茶屋

渡邊 林美 登り坂石油(株)

正味財産増減計算書合計表

科 目	平成29年度予算	平成29年度決算	平成30年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,750	1,598	775
特定資産運用益	14,368	5,809	9,340
受取会費	13,664,000	13,523,000	13,512,000
事業収益	9,875,000	9,636,964	8,993,000
受取補助金等	7,701,420	7,985,100	8,474,900
受取負担金	1,628,000	1,702,000	1,653,000
寄附金	100,000	93,000	100,000
雑収益	454,600	951,212	402,800
経 常 収 益 計	33,439,138	33,898,683	33,145,815
(2) 経常費用			
公益目的事業	20,538,888	20,379,079	20,685,254
収益事業等	10,050,863	10,466,012	11,317,629
管理費	2,836,412	2,803,272	3,487,564
経 常 費 用 計	33,426,163	33,648,363	35,490,447
当期一般正味財産増減額	12,975	250,320	△ 2,344,632
一般正味財産期首残高	246,506,840	246,506,840	246,757,160
一般正味財産期末残高	246,519,815	246,757,160	244,412,528
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	7,835,100	7,835,100	8,324,900
受取全法連助成金	7,835,100	7,835,100	8,324,900
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 7,835,100	△ 7,835,100	△ 8,324,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	246,519,815	246,757,160	244,412,528



県連税制委員会
 六月七日(木) 甲府法人会館



租税教育推進協議会定期総会
 五月二十九日(火) 会長出席
 富士吉田市民会館

関係民間団体事務局長会 関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体事務局長会・団体長会が六月六日(水)、二十日(水)、大月税務署三階会議室に於いて開催され、平成二十九年年度事業・決算報告及び平成三十年度事業・予算計画を原案通り承認。

七月十八日(水)、ホテル鐘山苑に於いて、関係民間団体意見交換会が役員等総勢九十四名出席の下開催され、新任の武藤雅彦大月税務署長以

下、署幹部職員の紹介や署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



東京地方税理士会大月支部総会

六月十五日(金) 会長出席 ホテル鐘山苑



東京地方税理士会山梨県会総会 支部活動報告

六月八日(金) 会長出席 甲府富士屋ホテル
五月十日(木) ホテル鐘山苑



富士吉田支部セミナー開催

恒例になりました富士吉田六支部主催による平成三十年度富士吉田支部セミナーを六月五日(火)、ホテル鐘山苑に於いて開催致しました。当セミナー開催に当たっては、本会・青年部会・女性部会の役員の皆様のご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

第一部の税務研修会では「税制改正について」と題して、大月税務署



徳永上席官より改正のポイントについて詳しく解説して頂きました。

第二部の特別講演会では、「体と心のバランス メンタルフィットネス講座」と題して、筑波大学出身で日本女子柔道界のパイオニアである



笹原美智子先生に、■ケガ・事故・病気を未然に防ぎ職場も活性化する！■あなたの現在のストレス度は？■自己成長のための自己理解等、健康に関わるテーマを細分化して分かり易く、楽しく、即実践可能で有意義な講演となりました。

セミナー終了後には、富士吉田支部内の税務研修会が行われ、「軽減税率について」、大月税務署新福統括官に解説頂き、会員増強と来年度の富士吉田支部セミナーの開催を確認して散会しました。

富士吉田六支部統括支部長

小佐野 紀之

青年部会活動報告

青年部会役員会・署との意見交換会

平成三十年八月九日(木)午前十一時より、大月税務署三階大会議室に於いて開催。大月税務署から武藤雅彦署長様を始め、苦米地英昭総務課長様、法人課税第一部門田中薫統括官様、各部門幹部の皆様にも出席して頂きました。

武藤署長様にご挨拶を頂き、法人課税第一部門荒木康作調査官様より署幹部の皆様を紹介して頂いた後、名刺交換会を行いました。役員の自

己紹介では、天野最高顧問より青年部会の成り立ち・エピソード等ユーモアを交え紹介していただき、和やかな雰囲気の中進行了しました。

議事に移り、青年部会役員が委員を務めるe-Tax推進協議会の更なる協力と活動の活発化、今年度河口湖支部と忍野・山中湖支部が担当の第三十四回『高校生の税に関する標語』募集、忍野・山中湖支部担当の税金クイズ・少年野球大会、今年度大月法人会が主管する環富士山交流会等、各事業の取組み報告がなされ、青年部会員が一人となって事業



に取り組んでいく事、また山梨法人会が租税教育プレゼンテーションを行う『全国青年の集い(岐阜大会)』の概要が説明され今回も多くの方の部会員の参加を求め有意義な大会とする事が確認されました。議事の結びに今年九月二十一日(金)にホテル鐘山苑で開催される青年部・女性部創立四十周年記念式典実行委員会の進捗状況が報告され、役員会終了後の意見交換会では、武藤署長様を始め署幹部の皆様と今後の青年部会活動について様々な意見が飛び交い有意義な意見交換会となりました。

青年部会長 小佐野昇一

第七回青年部会定時総会

五月二十三日(水) ホテル鐘山苑



税の標語お願い

七月二十四日(火) 富士北稜高等学校



税の標語お願い

七月二十四日(火) 富士河口湖高等学校



青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
小佐野紀之 (有)こみたけ売店
細谷 憲二 中央観光(株)
川上洋一郎 川上建設(株)

顧問

守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
井上 博之 (有)井上石油
山口 照義 (株)メイト
越石 賢一 (株)ミネルバ
鯨岡 正文 三栄工業(株)
渡辺 信介 (有)湧池
小林 清哲 (有)小林仏壇
萩原 秀祥 (株)ユーシン
吉野 保美 (株)吉野土建
奥脇 芳弘 宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 山二商事(株)
柏木おさむ (有)フロスジャパン
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 中村エンジニアリング(株)
鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
三木 範之 甲陽産業(株)
山下佐一郎 芙蓉実業(株)

深沢 央 なだや(株)
渡邊 幸男 吉田タクシー(有)
部会長

小佐野昇一 (有)こみたけ売店
上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所
大月支部長

佐々木弘之 (株)田中屋
都留支部長

小松 英一 山英建設(株)
富士吉田支部長

伊東 貴也 伊東商店(株)
忍野・山中湖支部長

三浦 信 三浦化成工業(株)
河口湖支部長

渡邊 良孝 登り坂石油(株)
幹事長

渡邊 訓勝 山叶(株)
事業委員長

松浦 潤一 (株)エムティーシー
大月副支部長兼親睦委員長

西室 信男 (有)西忠エージェンシー
会計

白須 一政 (株)シラス自工
部会長補佐

吉元 潤 吉田精工(株)
都留副支部長

菊地 明久 (株)長田電材工業

富士吉田副支部長・監事

渡辺 三雄 三和建設(株)

忍野・山中湖副支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖副支部長

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

天野 統一 濱野屋ティートスト(有)

中山 愛美 (株)ナカヤマ

藤本 恭司 (株)やおき

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

野武 直記 ユニテック(株)

堀内 慎也 堀内電気(株)

奥秋 公大 奥秋建設(株)

九鬼 敦 (有)九鬼塗装

細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

本田 剛 (株)中村酒販

渡辺 秀行 (資)渡辺酒店

小林 大希 (株)丸大産業

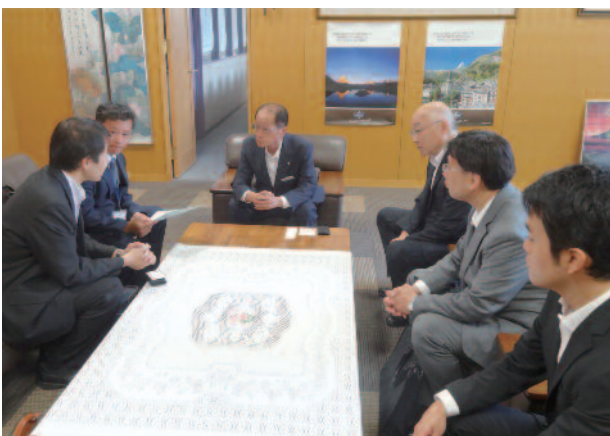
岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

白須 資望 富士新幸(株)

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

中村 哲 (株)丸正電器



税の標語お願い

八月二日(木) 富士河口湖町役場

監事

桑原 誠 秋山土建(株)

平井 尚博 (有)平井製作所

宮下 崇 (株)宮下

藤本 秀昭 第一測量(株)

高山 和也 高山織物整理(株)

新田 隆人 (株)エス・イー・エス

桑原 大輔 桑原電業(株)

羽田早一郎 (株)羽田印刷

佐藤 浩文 (有)ニュースセンターサトー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

租税教室・ミニバスケット教室 七月八日(日) 敷島総合体育館



女性部会活動報告

小学生租税教室開催と 税金絵画コンクール 中間経過報告

毎年十一月十一日から行われる「税を考える週間」にさきがけ、小学校の児童を対象に行われる租税教室及び税金絵画コンクールが富士吉田支部担当で前年度二月よりスタート致しました。

前年度中に富士吉田市教育長、富士吉田市立吉田小学校長に租税教室及び絵画コンクールへの協力をお願い



いしてまいりました。

五月十日、大月税務署から新福統括官、徳永上席官に同行頂き、小笠原専務、女性部会支部役員で、堀内茂富士吉田市長、宮下賢治吉田小学校長にご挨拶に伺いました。

六月十五日、租税教室開催に向けて、講師を受け持つ女性部会支部役員に対する研修を、大月税務署内会議室に於いて、甲府税務署大河原税務広報広聴官を講師に勉強し、アドバイスを頂きました。

七月二日、西桂町教育委員会、西

桂小学校には絵はがきコンクールをお願いをし、はがき等資料を渡してまいりました。

七月十七日、近年に無い猛暑の中、心配していた体育館の中は意外と風通しが良く、大月税務署田中統括官、荒木調査官のサポートの下、吉田小学校体育館にて六年生百一名を対象に租税教室が開催されました。講師マニュアルに基づき支部役員が講師を務めました。何度もありハールサルを重ねての支部役員講師の連携は素晴らしく、予定時間内の四十五分間の中で進められ、児童達はじ



デオ上映に見入り、メモを取るなど真剣に学んでいる姿がとても印象的でした。その後一億円の札束の重みを児童全員が体験し、一億円の札束を軽々と持ち上げたり、やっと持ち上げたり、みんな目を輝かせていました。先生が「身近な消費税等、税金が何に使われているのか税金の事を学習する良い機会でした」と言って下さり、ほっとし、成果が有った租税教室でした。

これから絵画、絵はがきの回収、選考会等、夏休み後にありますが、皆様のサポートにより進めてまいりたいと思います。

女性部会富士吉田支部長

浅沼 歌子



おかあさんコーラス大会
五月十二日(土) ふじさんホール



女性フォーラム打上げ・慰労会
六月七日(木) ホテル鐘山苑



第七回女性部会定時総会
五月二十三日(水) ホテル鐘山苑



フォーラム実行委員会
六月十一日(月) 甲府法人会館



税金絵画お願い
五月十日(木) 富士吉田市役所



税金絵画はがきお願い
七月二日(月) 西桂小学校



税金絵画お願い
五月十日(木) 富士吉田市立吉田小学校

青年部会・女性部会

創立四十周年実行委員会

五月八日(火)
六月十四日(木)
七月四日(水)
八月一日(水)
八月二十七日(月)



女連協連絡協議会

七月九日(月) 甲府法人会館

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

小林余し緒 小林工業(株)

部会長

志村美貴代 日伸総建(株)

副部会長兼幹事長

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

上野原支部長

田村 夏子 (株)田村組

大月支部長

内藤 定子 (株)ナイトー建商

都留支部長兼事業委員長

藤江 一枝 (株)共立機械

富士吉田支部長

浅沼 歌子 富岳物産(株)

河口湖支部長

外川 桂子 (有)山岸旅館

上野原副支部長

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月副支部長

清水美恵子 (株)龍美建設

都留副支部長兼監事

鶴田みさ子 (株)ソルタ(コース)部副部長

富士吉田副支部長

日川 和子 (有)日川時計店

河口湖副支部長兼会計

外川正知恵 (有)天下茶屋

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

天野 操 (有)米屋時計店

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

小高 洋子 (有)コタカ電化

志村ひろ江 志村クリーニング店

石井 清子 規予

山口 光子 (有)山口製作所

刃刀真佐美 桂商会(株)

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

渡辺なおみ (有)宝観光バス

渡辺ふく子 (株)渡辺商店(コース)部長

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

田辺 勝子 タナベ電器(株)

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

田辺 潤子 (株)まるさくたなべ

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

白井恵美子 エスプラン(株)

高橋ます子 (有)ボディショップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士エコトップミレニアム

池上美奈子 (株)池上工務所

外川三千子 (株)湖山亭うぶや

渡邊 林美 登り坂石油(株)

梶原 広子 船津観光(株)

監事

湖山 和子 (株)湖山商事

新入会員紹介

○株式会社朝日設備工業所

都留市朝日曾雌一八八三

代表取締役 小幡 宗一

○森田税理士事務所

杉並区上荻二十九十八RⅡ2階

代表者 森田 光雄

○株式会社レックサービス

南都留郡富士河口湖町船津一

代表取締役 井出 薫子

広報封入作業

五月二日(水) 七名 大月法人会館



新設法人説明会

六月十二日(火) 七名 大月法人会館



広報委員会

七月二十日(金) 大月法人会館



決算法人説明会

五月十六日(水) 十七名
六月十八日(月) 三十名
八月二十三日(木) 十五名
大月税務署



三浦化成工業株式会社

〒401-0512 山梨県南都留郡忍野村内野582

TEL 0555-84-2341 FAX 0555-84-3771

<http://www.miuraka.co.jp>

代表取締役 三浦 信

山梨県連平成三十一年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

平成30年6月7日(木)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単位会において実施された「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 平成三十一年度税制改正に関する提言 (はじめに)

山梨県法人会連合会はこれまで我が国の経済再生と財政健全化に向けて歳入・歳出の一体的改革を強く要望してきた。政府は国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化について、2006年に掲げた「11年度の黒字化」はリーマンショック後の財政拡張で断念。2010年には「20年度黒字化」を再設定し国際公約としたが、達成が難しい為2019年度以降の財政健全化計画で目標達成時期を5年先送りする検討に入った。このような中で30年度の税制改正は、日本経済が抱える構造問題に踏み込みが足りない改正となった。

少子・高齢化が進むなかで、財政・社会保障の構造改革は急務であり、税制も一体で骨太な議論に取り組まなければならない。

当会では本年も傘下単位会で会員を対象に実施した「税制改正に関するアンケート調査」及び各単体会税制委員会の要望を踏まえ、経済再生に活力を与える税制の実現を要望する。

法人税関係

1. 法人実効税率のあり方について

平成28年度改正で29・97%、平成30年度は29・74%まで引き下げられたが、OECD加盟国の実効税率の平均は約25%、アジア主要国の平均は約22%となっている。またアメリカではこれまでの40・75%が27・98%に引き下げられた。日本企業の国際競争力を高め、外国企業の日本進出も後押しするために実効税率25%を目指すべきである。

2. 中小企業の軽減税率について

現行の中小法人の軽減税率の特例(所得金額年800万円以下の税率15%)は平成29年度改正で適用期限が2年延長されたが、中小法人活性化のためにこの時限措置を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている適用所得金額を1,600万円程度に引き上げるべきである。

3. 中小企業支援税制について

中小企業支援税制については、平成29年度税制改正で地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されるなど中小企業への支援が強化されているが、期間が限定されている。中小企業投資促進税制や中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化すべきであり、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」も含めることを要望する。

4. 土地とともに取得した建物の取り壊し費の取り扱いについて

法人が建物等の存する土地(借地権を含む)を建物等とともに取得した場合または自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取り壊しに要した費用は当該土地の取得価額に算入するとされている。このため、空き家・空きビルが所在する地域の活性化のネックになっている。建物等の1年以内の取り壊し費用が損金計上できることにより、企業が建物等の開発に乗り出すことが予測され、地域の活性化につながると考えられることから取り壊し費用の損金算入を認めるよう要望する。

5. 土地の取得に関する税制措置について

中小企業対策などの政策目的のため、特定の設備投資等に関しては特別償却の損金算入が税額控除が認められているが、いずれも減価償却資産の取得に伴う優遇措置である。地方創生の動きを活性化させるためにも、土地活用を容易にするよう土地の取得に関する税制措置を強く要望する。

6. 大法人と中小法人の区分について

大法人と中小法人の区分については、現行の税制では資本金という画一的な基準を用いていることにより、ある程度規模の大きい企業についても中小法人向けの税制優遇が適用されるという問題が生じている。大法人の基準について資本金(1億円超)と資本金以外の指標を組み合わせるなど、税制優遇が適用される中小法人の定義を厳格にすべきである。

7. 法人課税ベースの見直しについて

(1)受取配当金益金不算入制度について
受取配当金益金不算入制度は法人企業と個人株主の二重課税排除のために設けられた制度であるが、現在の日本における上場企業の個人株主の持株比率は20%程度に対し、80%近くが法人株主となっており、二重課税排除を適用する根拠は失われているに等しい。財政健全化を図る観点から受取配当金は課税対象に改めるべきである。
(2)租税特別措置法の見直しについて
租税特別措置法についても、受取配当金益金不算入制度同様、殆ど大企業が利用している。一方、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないため、法定税率に近い税率が当てはめられていて税負担の歪みが生じている。各措置の利用状況等を踏まえ、必要性や政策効果を見極めた上で廃止を含め根本的な見直しを行うべきである。

所得税関係

1. 所得税のあり方について

超高齢化社会の到来により増え続ける社会保障費をまかなうために現役世代の負担は増加し、高齢者を現役世代で支え続けることには限界があり、租税負担をどのように配分するのか等、負担能力に応じて適切に課税が行われるように検討する必要がある。平成29年度税制改正において、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、さらに平成30年度税制改正において、基礎控除及び給与所得控除の見直し等が行われたが、経済社会の構造変化を踏まえ、基礎控除を始め各種控除の適正化に関して、今後も更なる検討を行うことが必要である。とりわけ、わが国が今後も持続的に発展していくためには、将来の成長の担い手である若年

層・子育て世代に配慮するとともに、女性の活躍推進等の観点から働き方に対して中立的な税制を構築すべきである。

2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額の引き上げについて

平成30年度税制改正で働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円(現行1,000万円)、その上限額が195万円(現行220万円)に引き下げられたが、働き盛りの世帯では、住宅ローン・教育費等が増える中で年収850万円の金額は低すぎる。公的年金等の控除額の上限が適用される年金収入金額1,000万円と同額にすべきである。

3. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、平成23年度に廃止された。しかし平成24年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

4. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

5. 勤務地が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得税の計算方法について

昨今、国内企業から海外勤務の従業員が増加している現状に鑑み、海外勤務が一定の日数以上に達した従業員の税額精算は、複雑であり簡素化を要望する。

消費税関係

法人会は消費税増税について、軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多いため、税率10%までは単一税率を要望してきた。平成28年度税制改正で消費税率引き上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に軽減税率の導入が決定され、実施時期が平成30年10月に延期となったが、複数税率の導入は再度反対する。消費税制度は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている制度であり、益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止することが必要である。また、逆進性に対する低所得者への対策は簡素な給付措置で対応すべきである。

事業承継税関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について
未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながると考える。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすべきである。

贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

平成25年の税制改正により、平成27年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、平成27年度の相続の課税対象割合は平成26年度比2倍の8.0%になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 相続時精算課税制度の非課税枠の拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の

複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないのが現実である。不動産の評価については贈与時の評価から相続時の評価にするなど制度の見直しを要望する。

3. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化ともなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円に引き上げるべきである。

地方税関係

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しみ中小企業に課税するとは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど軽減の方向で見直すべきである。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止または縮減をすべきである。

4. ふるさと納税制度について

個人版ふるさと納税制度について
ふるさと納税制度は、自分のふるさとに限らず、

応援したい都道府県・市町村に寄附することにより、地域間の財政力格差の是正と地域の活性化を図るために設けられた制度であるが、自治体が寄附を募ろうとするあまり、返礼品をめぐる過剰な競争になっている。総務省が自治体間の返礼品競争の改善に向けて、寄付額の3割以下に引き下げを求める通知を発出したが、拘束力はない。制度本来の目的に則して返礼品に規制を設けるなど見直すべきである。

その他

1. 森林環境税について

温室効果ガスの削減や災害防止を図る観点から森林環境税が創設され、平成36年から施行されるが、同じような目的の税制は37府県と横浜市が県民税・市民税の超過課税としてすでに実施している。国の新税と地方税のすみ分けを行い、税の用途を明確にすべきである。

2. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については平成24年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

3. 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目になるが、阪神大震災後の復興にかかった期間と比較するのは適切ではないが、東日本大震災における東北地方の復興、産業の再生は遅々として進んでいないと言わざるを得ない状況である。

一昨年4月の熊本地震後も震度5を超える地震が各地で起きており、大規模地震による災害・復興といった事態が発生する可能性を考慮し、東日本大震災の対応を踏まえ、適切な復興支援と実効性のある措置を講じるべきである。

4. 社会保障制度のあり方について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急

速な増大が見込まれ、財源を消費税に頼るも限界が見えている。課題は給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時に公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、現役世代に過度に依存することのない抜本的な改革が必要と考える。

5. 行財政改革の徹底について

社会保障の安定財源確保と財政健全化を目的とした消費税増税が先送りされて平成31年10月実施となったが、その前に国や地方において自ら身を削る改革がそのまま放置されている。行財政改革の徹底を要望する。

具体的には、人口の減少など社会環境の変化に合わせて、地方議員も含めすべての議員定数及び議員報酬、政党助成金の一層の削減を求めるものである。また、公務員の人員及び人件費適正化など行政のスリム化を図るべきである。

6. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、データの漏洩やシステムの管理等徹底したセキュリティ対策を行うこと。

7. セキュリティソフト導入に関する税制措置について

マイナンバー制度の開始以後個人番号関係事務実施者である各事業者は、個人情報保護・管理が義務付けられ、厳重なセキュリティ措置を余儀なくされるところである。法定調書等の提出をe-Taxで行う事を考えると、インターネットに接続していないパソコンでの管理のみでは対応できないため、セキュリティソフト導入に関する税制措置を要望する。

8. 租税教育について

租税教育は、国民に必要な生涯教育の一つであることから、その対象者を小中高生はもとより大学生や新入社員にまで拡充させることも必要と考える。

電気設備・空調衛生設備工事・F A & ロボットシステム

芙蓉実業株式会社

<http://fuyouj.jp>



日本工業規格表示認定工場

株式会社 協和生コン

代表取締役 倉澤鶴義

〒401-0302

山梨県南都留郡富士河口湖町小立5425-1

TEL **0555-83-2306** (代)

FAX **0555-83-2611**

E-mail kyowafc@qq8.sonet.ne.jp



建設資材・住宅機器・機械工具

代表取締役社長

内藤 隆 光

〒401-0021

山梨県大月市初狩町下初狩911-4

T E L 0554-25-6341

FAX(兼) 0554-25-6934

夜間TEL 0554-25-6776

E-mail : naito-k@vesta.ocn.ne.jp

株式会社 ナイト建商

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検項目チェック表			Ⅱ 貸借関係 (資産科目)			
科目等	点検項目	点検欄				
		9/30	3/31	／	／	
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○			
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払い、その理由が明らかにされていますか。	○	○			
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○			
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	なし	なし			
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○			
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○			
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×			
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○			

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者：法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、右記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	大月法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	：
	：

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、「裏面」をご覧ください。

大月税務署人事異動のお知らせ

平成30年7月10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
署 長	武藤 雅彦	広島局石見大田署 署長	田畑 晶司	東京局調査第一部広域情報管理課長
総 務 課 長	苫米地英昭	八王子署 個人1統括官	佐藤 二郎	神田署 総務課長
管理運営1統括官	辰田 英樹	立川署 管理運営2統括官	齊藤恵里子	杉並署 管理運営1統括官
管理運営2統括官	一ノ瀬睦巳	鯉沢署 管理運営・徴収部門	高根 政直	甲府署 管理運営2統括官
徴 収 統 括 官	清水 康成	(留任)	清水 康成	
個 1 統 括 官	加藤 真一	麴町署 個人審理専門官	藤岡久美子	町田署 個人1統括官
個 2 統 括 官	三枝 哲哉	蒲田署 個人2統括官	山下 和浩	杉並署 個人2統括官
個 3 統 括 官	石川 裕一	(留任)	石川 裕一	
資 産 統 括 官	中田 宏一	(留任)	中田 宏一	
法 1 統 括 官	田中 薫	豊島署 法人4統括官	新福 正彦	東京局課税第二部酒税課課長補佐
法 2 統 括 官	大山千奈美	(留任)	大山千奈美	
法 3 統 括 官	佐藤 栄彦	(留任)	佐藤 栄彦	
法 1 総括上席	川高 幸大	麻布署 法人3部門	最知 満	本郷署 法人1総括上席
法 1 審理担当	荒木 康作	大月署 法人3部門	徳永 聡子	八王子署 法人5部門

新任者プロフィール

●出身地

山梨県山梨市

●趣 味

釣 り

●モットー

何事にも明るく
前向きに

武藤雅彦署長

●出身地

青森県十和田市

●趣 味

ソフトボール

●モットー

創意工夫



苫米地英昭総務課長

●出身地

神奈川県厚木市

●趣 味

ギター

●モットー

明るく正しく
真心をもって

田中薫法人1統括官

●出身地

千葉県印西市

●趣 味

映画鑑賞

●モットー

明るく元気に



荒木康作審理担当

着任の御挨拶

大月税務署長 武藤 雅彦



公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、大月税務署長を拝命し、広島国税局石見大田税務署長から参りました武藤でございます。

私は、山梨県の出身であるものの、山梨県内での勤務は初めてとなりますが、自らの地元で日々仕事ができることに大変な喜びを感じております。

前任の田畑署長同様の御懇情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(19)

細谷会長はじめ大月法人会会員の皆様には、平素から法人会活動を通じて、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税知識の普及、納税道義の高揚」を目的とした説明会・研修会の開催、「地域社会への貢献」を目的とした講演会の開催や施設慰問など、各種の事業を活発に展開し、地域社会に多大な貢献をされております。

また、租税教育推進の分野では、「小学生による税金絵画コンクール」、「高校生による税の標語募集」及び小学生を対象とした「租税教室」を開催されるなど、他の法人会にはない特色ある活動に積極的に取り組んでおられます。これらの活動は、次の世代を担う児童・生徒達に「税」について考えてもらう良いきっかけ作りとなる意義深い活動であります。

これは、ひとえに、細谷会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の日頃の納税意識の高さと、租税教育に対する情熱の賜物と心より敬意を表する次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化や広域化をはじめICT化の急速な発展による高度情報化に加え、マイナンバー制度への対応など大きくそして急速に変化しており、これらの環境変化に的確に対応していくためには、事務処理もまさにICT化を進めるなど事

務の簡素化・効率化に不断の見直しを行なっていくことが重要となります。

特に、平成三十年度税制改正により、大法人の電子申告義務化に関する法律が平成三十年四月に施行されました。今般の改正の目的は、利便性の高い納税環境を整備し、社会全体のコスト削減を図ることが重要であるという考えに基づくものです。義務化の対象は、基本的に資本金1億円超の法人ですが、半数程度は税務署所管の法人となっております。

また、皆様ご承知のように、消費税率の引き上げ及び軽減税率制度の導入が来年の十月に迫っており、制度の実施までに準備期間が限られてきております。

執行当局である私どもといたしましても、いずれの制度においても円滑な実施に向けた積極的な周知・広報に取り組んで参る所存ですが、貴会におかれましては、会員の皆様に制度の内容を十分に理解していただき、必要な準備を進めていただけるよう、制度の広報活動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

このような税制改正対応も含めまして、税務行政を取り巻く環境が一層の厳しさを増す状況の中で、税務署の使命である「納税者の自発的な

納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていくためには、貴会をはじめとする関係団体の皆様方の御協力が不可欠でございます。

今後とも、長年にわたって培って参りました信頼・協調関係を大切に、引き続き、緊密な連携を図って参りたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご隆盛と会員の皆様方並びに御家族の御健勝、事業の御繁栄を心よりお祈り申し上げます。私の着任の挨拶とさせていただきます。



離任の御挨拶

前大月税務署長

田畑 晶司

この度の人事異動により、東京国税局調査第一部広域情報管理課長に転任し、大月税務署長を離任することとなりました。

昨年七月の着任以来、細谷会長をはじめ役員並びに会員の皆さまから、税務行政に対する深い御理解と御協力を賜りましたお陰で、署長の任務を全うすることができました。心より感謝いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人大月法人会におかれましては、本会のみならず、女性部会及び青年部会を中心とした租税教育や各支部における税務研修会開催などの税の啓蒙活動、施設慰問などの社会貢献活動など、幅広い事業活動を展開していただきましたことに深く感謝申し上げます。

今後とも、税務行政に對しまして変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆さまの御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、離任の挨拶とさせていただきます。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門統括官

新福 正彦

この度の人事異動により東京国税局課税第二部酒税課課長補佐に転任することとなりました。

細谷会長をはじめとする役員の皆さま、会員の皆さまには大変お世話になりました。

一年間という短い期間でありましたが、その間、女性フォーラム山梨大会が開催され女性部会の「おもてなし」の心、青年部会の「団結力」を間近に感じとても感動しました。

その他に本会、各部会、各支部でも様々な行事があり、参加する度に皆さまの熱心な活動や協調性を肌で感じ、多くのことを学ばせていただき貴重な経験となりました。

私の税務経験において非常に有意義な一年となり、深謝します。

今年は、女性部会・青年部会の創立四〇周年記念事業が開催され、盛大かつ楽しいイベントになることと思っております。

最後となりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆さま方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

ます。

ありがとうございました。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門審理担当

徳永 聡子

七月の人事異動により、八王子税務署へ転任となりました。

一年という短い期間ではございましたが、細谷会長をはじめ、役員及び会員の皆様方、並びに事務局の皆様方には大変お世話になり、心から厚く御礼申し上げます。

不慣れな審理担当で、戸惑うことも多い中、多くの皆様のご理解とご協力を得て、この一年を有意義に過ごさせていただけたことに感謝しております。

大月法人会の熱心な事業活動を通じて多くの会員の皆様と接することができたことは、私にとって実り多い経験となりました。特に、全国女性フォーラム山梨大会で皆様が見せてくださったすばらしい団結力は、今後とも鮮明な記憶として残っているものと確信しております。

公益法人社団大月法人会が益々ご発展されますことと、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあい

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



さつとさせていただきます。
いつかまた皆様とお会いできる日を願っております。本当に、本当にありがとうございました。

大月税務署からのお知らせ

○平成30年分 年末調整等説明会の開催について

本年も下記の日程にて年末調整等説明会を開催いたします。

都合により対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。また小菅村・丹波山村については、青梅税務署の説明会が下記のとおり行われますので、そちらへもご出席いただけます。

ただし、市町村で配布している給与支払報告書につきましては、対象地区以外の説明会場ではお渡しすることが出来ませんので、直接各市町村にご請求いただくことになります。

おって、本年度は、消費税の軽減税率制度等説明会についても併せて開催いたします。

開催日	会場名・所在地	対象地域
11月6日(火)	富士五湖文化センター（ふじさんホール）大ホール 富士吉田市緑ヶ丘二丁目5-23	富士吉田市・富士河口湖町 忍野村・鳴沢村・山中湖村
11月7日(水)	上野原市文化ホール（もみじホール）2階会議室2 上野原市上野原3832	上野原市（※小菅村・丹波山村）
11月8日(木)	都留市文化ホール（うぐいすホール）小ホール 都留市上谷1888-1	都留市・西桂町・道志村
11月9日(金)	大月市民会館 4階視聴覚室 大月市御太刀二丁目11-22	大月市
開催時間（各会場共通）		軽減税率制度等説明会 10時00分～11時25分
		用紙配布 13時00分～13時30分
		年末調整等説明会 13時30分～16時00分
11月20日(火)	奥多摩町福社会館 1階 西多摩郡奥多摩町氷川199-口	※(小菅村・丹波山村) 13時30分～16時00分

○年末調整等説明会開催前である、10時00分から11時25分まで、消費税の軽減税率制度等の説明会を開催いたします。どなたでもご出席いただけます。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。**平成30年分**以後の所得税に適用されます。

●改正の内容

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- 1 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- 2 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

(2) 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者**に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、**同一生計配偶者**が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

改正前の制度から大きく変更されます。国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に以下のパンフレット等を掲載していますので、ぜひご利用ください

- ・源泉所得税の改正のあらまし 平成29年4月
- ・平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いについて～毎月(日)の源泉徴収のしかた～

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きが
(2019 年)

より**便利**になります

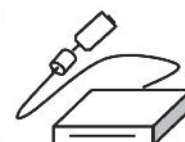
①  今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ	② マイナンバーカード方式！  マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ！ ええ そうなんだ！ 
③  でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…	④ ID・パスワード方式！  そういう方も大丈夫！税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ！ 知らなかったよ！ 

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の 2 つ！



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID（利用者識別番号）を取得している方も e-Tax の ID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

用意するものは、次の 2 つ！

ID・パスワード方式に対応した

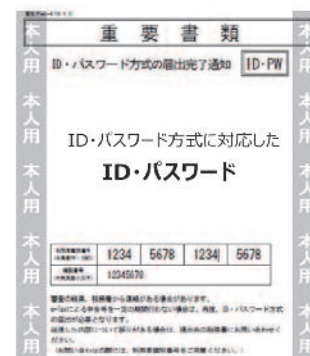


- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

平成 31 年(2019 年) 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます

平成 31 年（2019 年）1 月から

いつでもどこでも **スマホ** で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
(IC カードリーダーライター不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
(自宅に保管する必要があります)
- **申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成 31 年（2019 年）1 月からマイナンバーカードと IC カードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成 30 年 1 月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成 31 年（2019 年）1 月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)

神社めぐり

第40回



浅間日月神社

鎮座地 富士河口湖町大石二六八
御祭神 木花開耶姫命

天照皇大神 月読命

例祭日 九月二十三日

宮司 中村 和行

総代長 堀内 洋吾

境内地 一〇〇五坪

氏子戸数 三一〇戸



由緒沿革

大正六年大石の大石の折、本殿始め諸施設が被災するも御神霊安体。

社伝によると本社は富士山北口小浅間之社と白し、村上天皇御宇天歷年間中（九四七年～九五七年）の創立と伝えられる。「甲斐名勝誌」（江戸中期刊行）に当社は御手洗浅間とあり、御手洗とは心を静め身を整へる場であつて、貞観七年（八六五年）勅命により甲斐国の公齋社として祀られた。浅間本宮に対する御手洗浅間と解される。

昭和三十年村社日月神社と合併、浅間日月神社と改称する。





●「生活習慣病」って何？

ストレス社会とも呼ばれる現代社会では、さまざまな要因から生活習慣病患者および生活習慣病予備軍と呼ばれる方々は増加する一方です。

厚生省によると、生活習慣病とは「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義しています。言い換えると、生活習慣病とは、日常の乱れた生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気です。

以前は、働き盛りの大人に多い病気のため成人病と呼ばれていましたが、子供の成人病が増えて病気の原因が日常の生活習慣の影響が大きいために、1996年、生活習慣病と改められました。病名が生活習慣病と改められたのには、病気の原因を作らないように日頃の生活習慣を見直し、病気を予防・改善していきましょう、という意味合いも含まれているのです。

生活習慣病は、食生活や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどが深く関わっています。つまり、普段の生活習慣を見直し、生活習慣を改善することにより、病気を予防し、症状が軽いうちに治すことも可能ということです。

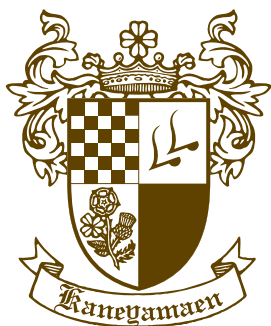
●生活習慣病は気づいたときにはもう遅い

自覚症状がなかなか出にくい生活習慣病、しかし、放っておくととんでもないことになる恐れもあります。ここでは「今さら聞けないし・・・」と思っていたあなたのために、改めて「生活習慣病」とはなにか？ についてまとめてみます。

●生活習慣病を知ろう

今や「生活習慣病」は、多くの人にとって身近な言葉となりました。あなたやあなたの周りの多くの人々にとって、生活習慣病の対策は決して他人事ではありません。すでに生活習慣病になっている人、そろそろ要注意と言われている人、今は健康そのものという人も、生活習慣病をよく知り、簡単な生活の知恵を身につけましょう。





Hotel Kaneyamaen

ホテル鐘山苑



〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田6283
TEL 0555-22-3168
FAX 0555-22-3935

新会場【ガーデンテラス】オープン！

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】